

滋賀文教短期大学内部監査規則

(目的)

第1条 この規則は、学校法人松翠学園滋賀文教短期大学（以下「本学」という。）における内部監査（以下「監査」という。）に関する事項を定め、監査の実施を円滑かつ効率的に推進することを目的とする。

(監査担当)

第2条 監査の担当者は学長（最高管理責任者）が本学職員の中から指名する。

(他の監査機関との連携)

第3条 監査担当者は、監査の実施に際して、監事及び公認会計士（監査法人を含む。以下同じ。）と緊密に連携し、監査の効率的かつ適正な実施に努めなければならない。

(監査の種類及び内容)

第4条 監査の種類及び内容は、次のとおりとする。

(1) 業務監査

業務の管理運営、適法性及び有効性並びに制度、組織、規則等の妥当性に関する監査

(2) 会計監査

予算執行手続き、会計処理、財産管理及び事務の効率性、適法性に関する監査

(監査の区分及び内容)

第5条 監査の区分及び内容は次のとおりとする。

(1) 定期監査

監査計画に基づき定期的に実施する。

(2) 臨時監査

最高管理責任者の指示に基づき随時実施する。

(監査の実施)

第6条 監査担当者は、書類調査、実地調査、報告及び説明の要求その他の適切な方法により監査を実施しなければならない。

(職務権限)

第7条 監査担当者は、監査の実施に際し、被監査部門の責任者に対して、監査の実施のために必要な帳票及び資料の提出又は事実の報告及び説明を求めることができる。

2 被監査部門の責任者は、前項の要求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これに応じなければならない。

3 監査担当者は、監査の実施のために必要と認める場合には、最高管理責任者の許可を得て、学内の諸会議に出席し、又はその議事録を閲覧することができる。

(遵守事項)

第8条 監査担当者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 事実に基づいた監査を実施し、かつ、監査の意見の表明を行うに当たっては、常に、公平普遍の態度を保持すること。

(2) 職務上知り得た事実を正当な理由なく他に漏らさないこと。

(3) 被監査部門の業務の遂行に重大な支障を与えないこと。

(監査実施計画)

第9条 監査担当者は、毎会計年度開始1ヶ月以内に当該年度の監査実施計画書(別紙様式1)を立案・作成し、最高管理責任者に報告しなければならない。

(監査実施通知書)

第10条 内部監査員は、監査を実施する際には、その開始予定日の2週間前までに、被監査部門の責任者に対して、内部監査実施通知書(別紙様式2)により通知しなければならない。ただし、臨時監査を実施する場合には、その通知を省略することができる。

(監査報告書の作成等)

第11条 監査担当者は、監査終了後1ヶ月以内に内部監査報告書(別紙様式3)を作成し、最高管理責任者に提出しなければならない。

2 内部監査員は、内部監査報告書の作成に当たり、監査結果について被監査部門の責任者の意見を聴取し、この意見を報告書に付記しなければならない。

3 内部監査員は、監査結果に基づき、最高管理責任者に対して、被監査部門の業務の是正のための意見を述べることができる。

(業務是正)

第12条 最高管理責任者は、監査の結果を被監査部門の責任者に通知し、必要があると認めるときは、被監査部門に対して、業務の是正の指示を行わなければならない。

2 前項の指示を受けた被監査部門の責任者は、遅滞なく業務の是正を行い、その結果を最高管理責任者に報告しなければならない。

(改廃)

第13条 学長は、教授会に意見を求め、意見を参考にこの規則の改廃を行わなければならない。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(別紙様式1)

監 査 実 施 計 画 書

令和 年 月 日

滋賀文教短期大学

学長（最高管理責任者）様

内部監査員

印

学校法人松翠学園滋賀文教短期大学内部監査規則第9条の規定に基づき、定期監査計画を下記のとおり作成しましたので報告します。

記

- 1 監査方針
- 2 被監査部門
- 3 監査日程
- 4 監査の範囲
- 5 監査の方法
- 6 監査事項
- 7 監査担当者

以上

(別紙様式2)

内 部 監 査 実 施 通 知 書

令和 年 月 日

様

内部監査員 印

学校法人松翠学園滋賀文教短期大学内部監査規則第10条の規定に基づき、下記のとおり内部監査を実施しますので通知します。

記

- 1 監査日程
- 2 監査区分
- 3 監査の範囲
- 4 事前準備資料及び帳票等
- 5 立会を求める職員
- 6 監査担当者
- 7 その他

(別紙様式 3)

內 部 監 查 報 告 書

令和 年 月 日

滋賀文教短期大学
学長（最高管理責任者）様

内部監査員 印

下記のとおり、内部監査を実施しましたので、学校法人松翠学園滋賀文教短期大学内部監査規則第11条の規定に基づき、報告します。

記

- 1 被監査部門
- 2 監査区分
- 3 監査の範囲
- 4 監査日程
- 5 監査担当者
- 6 監査実施経過
- 7 監査結果
- 8 被監査部門責任者等の意見
- 9 監査意見
- 10 参考資料
- 11 その他

以上